

名取市第五次国土利用計画



令和2年3月
宮城県 名取市

目 次

はじめに	1
1 市土利用の現況	2
2 市土の利用に関する基本構想	2
(1) 市土利用の基本方針	2
(2) 利用区分別の市土利用の基本方向	7
3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	9
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	10
4 本計画を達成するために必要な措置の概要	12
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	12
(2) 市土の保全と安全性の確保	12
(3) 持続可能な市土の管理	13
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	13
(5) 土地の有効利用の促進	14
(6) 土地利用転換の適正化	14
(7) 市土に関する調査の推進	15
(8) 計画の効果的な推進	15
(9) 多様な主体との連携・協働による市土管理の推進	15
名取市第五次国土利用計画参考資料	
1 計画策定の経緯	16
2 市土の利用区分の定義と規模の目標	17
3 市土の利用区分ごとの推移と目標及び関連指標	22
4 用語解説	42
5 現況図・転換図・構想図	49

はじめに

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、名取市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるもので、市土の総合的かつ計画的な利用を図る指針とするものであり、同法第8条第2項の規定により、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、名取市第六次長期総合計画基本構想に即して策定するものである。

1 市土地利用の現況

本市は、宮城県のほぼ中央に位置し、北は仙台市、南は岩沼市、西は村田町、東は太平洋に面している。

西部には高館山や五社山が連なるなだらかな丘陵地、東部には閑上海岸、そして、名取川・阿武隈川の両水系に囲まれた肥沃な名取耕土が広がるとともに、温暖な気候に恵まれるなど、豊かな自然条件を有している。

東西 15 k m、南北 8 k m とやや東西に長い形をしており、平成 29 年（本計画の基準年次）における本市の市土の総面積は 98. 17 k m² となっている。

土地利用の状況は、農地が 29. 16%、森林が 27. 71%、宅地が 15. 71%、道路が 8. 31%、水面・河川・水路が 5. 86%、その他 13. 25% となっている。これを県と比較すると、森林の割合が低く、農地、宅地、道路の割合が高くなっている。

平成 19 年（前計画の基準年次）から平成 29 年までの市土地利用の推移を見ると、農地や森林などの自然的土地利用が減少している一方、宅地や道路などの都市的土地利用が増加している。

また、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は、平成 19 年以前の 10 年間に比べてやや鈍化している。

2 市土の利用に関する基本構想

（1）市土地利用の基本方針

ア 市土地利用をめぐる基本的条件の変化

全国的に人口減少社会を迎える中、本市は人口増加が続いており、今後も一定程度、住宅地としての土地需要が増加することが想定される。しかしながら、地区によっては高齢化が進み、既に人口減少が始まっている状況もみられ、また、市全体においても、長期的には人口減が予想されており、市土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念される。こうした状況を踏まえ、今後の市土地利用においては、市街地等の高度利用を進めるとともに、人口減少社会に対応した市土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、自然環境については、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。

さらに、東日本大震災において閑上地区や北釜地区などの沿岸部が甚大な被害を受け、その後も全国各地で相次ぐ自然災害により、市土地利用面における安全・安心に対する市民の意識が高まっており、計画的、戦略的に、より安全で持続可能な市土地利用を実現することも重要となる。

イ 本計画が取り組むべき課題

市土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。

i) 市土管理水準等の低下への対応と高度利用

本市の総人口は、本計画の最終年度となる令和 12 (2030) 年度ごろまでは増加することが見込まれ、地区によってはその後も人口増加が続くと推計されている。しかしながら、年少人口割合や生産年齢人口割合の減少と老年人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

人口動態の変化は、市土の利用にも大きな影響を与える。人口増加が見込まれる中心市街地においては、その受け皿となる居住地の確保が必要であり、既に人口減少等が進展している地区では土地利用の効率の低下が懸念される。また、農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。

都市化の進展や市土管理水準の低下などの市土利用の変化は、水源かん養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。

このため、市の持続的発展を維持し市民が豊かさを実感できる市土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくとともに、市土の適切な利用と管理を通じて市土を荒廃させない取り組みを進めていくことが重要な課題となる。

ii) 自然環境と美しい景観等の保全と活用

持続可能で豊かな暮らしを実現するためには、自然環境との調和が重要であるとの観点から、本市の良好な自然環境や生物の多様性を保全し、東日本大震災により失われた美しい景観等を再生していくことが大きな課題となる。

また、今後、人口減少等による人手不足を背景とした土地への働きかけが減少すると、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においても、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源のかん養や市土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能を活用することにより、安全・安心な土地利用を進めることも重要である。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい集落や街並み、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、本市固有の伝統や文化を継承しつつ魅力ある地域を創生する観点からも重要である。

iii) 市土の強靱化と防災・減災対策の強化

津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、市土利用のあり方をあらためて市民に強く意識させた。また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高いと予測されており、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。

一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

このため、地震・津波への対応や降雨被害への対応など災害に強い都市構造の構築を進めていく必要がある。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、災害が発生した際に被害を最小限に抑えることができるよう、社会基盤の強靱化や防災施設・設備の充実を図ることにより、市土強靱化の取り組みを進めていくことが必要である。

ウ 市土利用の基本方針

本計画では、市土利用にあたっての諸課題をふまえ、「適切な市土管理と高度利用を実現する市土利用」、「自然と共生した美しくうおいのある市土利用」、「災害に強く、安全・安心を実現する市土利用」の3つを基本方針とし、市土の安全性を高め、持続可能で豊かな市土を形成する市土利用を目指す。

また、将来的な人口減少社会を見据え、このような市土利用を実現するため、「複合的な施策の推進と市土の選択的な利用」及び「多様な主体との連携・協働による市土の管理」についての考え方を示す。

i) 3つの基本方針

① 適切な市土管理と高度利用を実現する市土利用

都市的土地利用と自然的土地利用のメリハリのある市土の形成を目指し、居住機能及び都市機能を集約するとともに、公共交通をはじめとする交通ネットワークの形成により、都市サービスを楽しむ都市づくりを推進する。

都市的土地利用については、都市の有効利用を図るため、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進する。既存市街地については、低未利用地や空き店舗、空き家等の既存ストックの有効利用を図るとともに、高度利用を促進する。また、市街化区域に隣接する利便性の高い土地において、住宅地需要に応える新市街地の整備を図る。また、地域が交通ネットワークで結ばれることによって必要な機能を楽しむ取り組みを進める。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、市土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積を図り、効率的な利用及び耕作放棄地の発生防止と解消を図る。また、市土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ

一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者が、市土の管理・利用に参加できる方策を検討することも必要である。

② 自然と共生した美しくうるおいのある市土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用については、沿岸部の海浜、市街地周辺に広がる田園、西部丘陵周辺の豊かな森林・緑地、市内をめぐる河川など、本市が有する自然環境を保全するとともに、市民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある市土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取り組みを推進する。また、里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた歴史環境や文化財を活かし、観光資源や地場産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、定住人口の拡大を図る。

これらに加え、魅力ある都市空間や親水空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取り組みを進める。

その際、市土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、自然環境を保全・再生・活用する市土利用を進める。

③ 災害に強く、安全・安心を実現する市土利用

安全・安心を実現する市土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要であり、沿岸部一部の地域については、居住の安全を確保するため災害危険区域の指定による居住制限を継続する。

また、関係機関と連携しながら、社会基盤の長寿命化・耐震化を計画的に推進するとともに、市街地内の雨水排水の幹線整備や安全な避難を可能とする都市施設の再整備に努める。また、森林の防災・減災機能を活用する等、市土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな市土を構築する。

ii) 基本方針を実現するための考え方

① 複合的な施策の推進と市土の選択的な利用

このような取り組みを進めるにあたっては、今後、財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、市土を荒廃させない取り組みを進めていくことが一層重要となる。

市土の適切な管理は、市土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、市土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、市土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、地域の耕作放棄地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、新たな用途を見出すことで市土を荒廃させず、市民にとってプラスに働くような最適な市土利用を選択するよう努める。

② 多様な主体との連携・協働による市土の管理

これらの取り組みは、本市を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上を実現される。このため、市民をはじめ地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取り組みを促進することが重要である。

このような地域による取り組みを基本としつつ、市土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な市土の恵みを享受する市民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。市民一人ひとりが市土に関心を持ち、その管理の一端を担う市民の参加による市土管理を進めていくことが、一層、重要となる。

(2) 利用区分別の市土利用の基本方向

ア 農地

農地は、農産物の長期的な需給動向に対応した農地の利用と地力の維持増進に配慮した付加価値の高い農業振興を図る。また、不断の良好な管理を通じて市土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の集積・集約を推進するとともに、農地や水路・農道などを保全する地域ぐるみの共同活動を支援する。

イ 森林

森林については、木材の生産だけではなく、温室効果ガスの吸収や、生物多様性の保全、土砂流出の防止及び防潮などの防災機能、水源のかん養など重要な役割を果たしており、「名取市森林整備計画」等に基づき、適正な保全・管理を進める。

また、適切な森林の保全や海岸防災林の育成にあたっては、所有者及び関係団体と連携を図るとともに、企業など多様な主体の参画を促進する。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川改修等の整備促進や、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備にあたっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある親水空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等、多様な機能の維持・向上を図る。

エ 道路

一般道路については、地域間の交流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、市土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新・長寿命化を通じて、既存用地の有効利用を図る。整備にあたっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、自然環境の保全に十分配慮しつつ必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

オ 宅地

住宅地については、秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。また、既成市街地においては、低未利用地や空き店舗、空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を図り、特に中心市街地においては土地利用の高度化を図りながら、地域の状況を踏まえ、必要な用地を確保する。また、自然環境の保全に配慮し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、定住促進や環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

その他の宅地については、地域の状況に応じて土地利用の高度化や、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しながら、必要な事務所・店舗用地の確保を図る。

カ その他

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、公共施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における防災拠点施設としての活用に配慮する。

耕作放棄地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。

沿岸域については、漁業、レクリエーションなど、多様な利用が期待できることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。

この場合、環境の保全と市民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図るよう努めるとともに、市土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ア** 計画の目標年次は、令和 12（2030）年とし、基準年次は平成 29（2017）年とする。
- イ** 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と総世帯数については、令和 12（2030）年において、それぞれおよそ 85,000 人、33,900 世帯と想定する。
- ウ** 市土の利用区分は、農地、森林、宅地などの地目別区分及び市街地とする。
- エ** 市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画などを前提として、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。
- オ** 市土の利用に関する基本構想に基づく令和 12 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。
- なお、以下の数値については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	平成29年	令和12年	構成比		増減	単位: ha	
			平成29年	令和12年		令和12年/ 平成29年	年率(%)
			(1)農地	2,863		2,801	29.2%
(2)森林	2,720	2,696	27.7%	27.5%	△ 24	99.1%	△ 0.07
(3)原野等	0	0	0.0%	0.0%	0	-	-
(4)水面・河川・水路	575	595	5.9%	6.1%	20	103.5%	0.27
水面	168	191	1.7%	1.9%	23	113.7%	1.05
河川	259	259	2.6%	2.6%	0	100.0%	0.00
水路	148	145	1.5%	1.5%	△ 3	98.0%	△ 0.16
(5)道路	816	839	8.3%	8.5%	23	102.8%	0.22
一般道路	599	619	6.1%	6.3%	20	103.3%	0.26
農道	207	208	2.1%	2.1%	1	100.5%	0.04
林道	10	12	0.1%	0.1%	2	120.0%	1.54
(6)宅地	1,542	1,672	15.7%	17.0%	130	108.4%	0.65
住宅地	888	937	9.0%	9.5%	49	105.5%	0.42
工業用地	55	86	0.6%	0.9%	31	156.4%	4.34
その他の宅地	599	649	6.1%	6.6%	50	108.3%	0.64
(7)その他	1,301	1,214	13.3%	12.4%	△ 87	93.3%	△ 0.51
合計	9,817	9,817	100.0%	100.0%	0	100.0%	0.00
市街地	1,053	1,168	10.7%	11.9%	115	110.9%	0.84

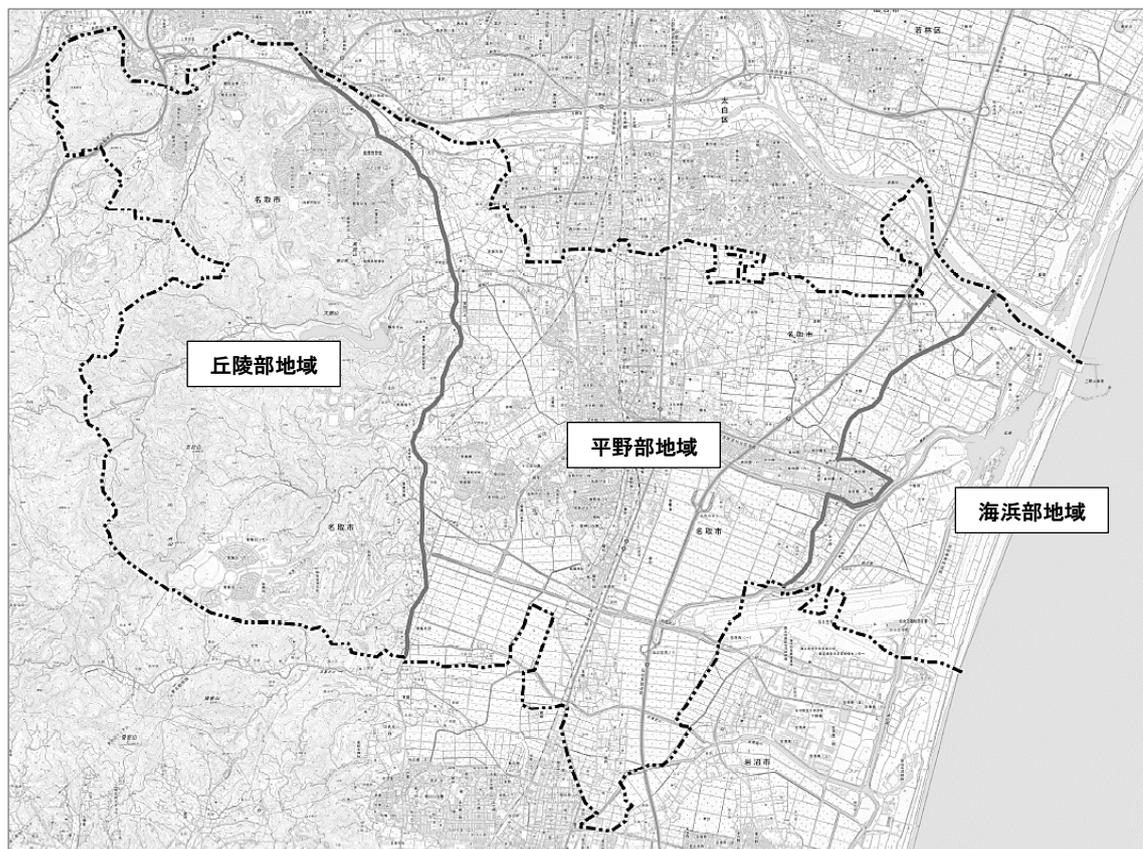
※市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成 29 年欄の市街地面積は、平成 27 年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

※端数処理の関係で、合計が内訳に一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

- ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標は、土地、水、自然などの市土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ地域間の均衡ある発展が図られるように設定した。
- イ 地域の区分については、本市における自然的、社会的、経済的諸条件などを考慮して丘陵部地域、平野部地域、海浜部地域の3地域区分とする。



- ウ 令和12(2030)年における市土の地域別土地利用の概要は、次のとおりである。

i) 丘陵部地域

西部を中心に広がる丘陵部地域については、大半が森林であり、県自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定されている。水源かん養機能をはじめ、山地災害防止機能、保健文化機能、生活環境保全機能などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適切な管理と生態系や生物多様性の保全を推進するとともに、五社山や高館山、樽水ダム周辺における自然とふれあえる場の提供に努め、名取熊野三社などの歴史資源のネットワーク化による周遊環境を高める。

また、高館丘陵部における住宅団地においては、美しい街並みと豊かな自然環境が隣接する良好な住環境の維持・保全とともに、生活利便機能の維持・充実を図り、適切な市街地形成を促進する。

愛島地区においては、職住近接型地域として、生活利便機能の維持を図りつつ工業流通拠点として工業機能を誘導する。また、洪水調節と流水の正常な機能の維持を目的に川内沢ダムの整備を図り、工業流通拠点の機能強化と愛島台地区の避難道路として市道道祖神愛島台線の整備を行う。

ii) 平野部地域

市域中央に広がる平野部地域については、行政、商業、経済、文化等の都市機能が集積した本市の中心的役割を担い、JR 東北本線及び仙台空港アクセス線沿線に既成市街地が形成されており、商業・業務機能の誘導や工業機能の集積、土地の高度利用を誘導し、良好な居住環境の維持・形成を図る。特に、中心市街地においては、充実した公共交通を強みとして、複合型拠点施設や空き店舗の活用による創造性のある商業の展開など中心市街地活性化施策と連動した魅力ある生活空間を整備する。併せて、飯野坂東部地区、増田西地区における区画整理事業により一部市街地の拡大を進める。

市街地以外の集落区域については、生活環境の維持や地域活性化に向け、生活利便機能の維持・充実を図る。高館熊野堂地区においては、開発に向けた機運の高まりに応じ、適切な措置を講じる。

農業区域については、本市の特産を生み出す生産基盤として農業生産機能の維持・強化に向け、農道、用排水施設の整備・保全などによる農業生産基盤の充実、整備された優良農地の保全及び有効利用に努める。

市街地に隣接し、かつ優良な農地でもある上余田市坪地区については、地域住民の意向を踏まえ、優良農地としての活用と、開発に向けた機運の高まりに応じた宅地造成との共存を目指すべく検討を進め、適切な措置を講じる。

なお、仙台東部道路名取中央スマートインターチェンジ、仙台空港インターチェンジ周辺地区については、周辺地域との土地利用の調整を図りながら、仙台空港の近隣性を生かした産業等の誘導に向けた検討を進め、開発に向けた機運の高まりに応じ、適切な措置を講じていく。

iii) 海浜部地域

太平洋に面し、南北の海岸線に沿って貞山運河が流れ、仙台空港、閑上漁港を有する海浜部地域については、東日本大震災の津波により大きな被害を受けたため、地域の生業の再生と創造により、職住近接のまちとして生産基盤を整備する。

閑上漁港の計画的な整備と機能保全、つくり育てる漁業の育成に向けた取り組みを推進し、水産業の振興に向けた生産基盤の充実を図る。水産加工業の振興を図るとともに、環境に配慮した基盤整備を促進する。

閑上地区の市街地については、安全で整った都市基盤の確保に向け、津波防災施設の整備や復興事業により安全・安心な生活や生業の基盤整備を推進する。

また、閑上海岸・広浦の豊かな自然環境や貞山運河の歴史環境の活用に向けた環境整備を図るとともに、仙台空港周辺にかけての沿岸部一帯において、スポーツ・レクリエーション環境を整備し、新たな観光軸として賑わいの創出を図る。

空港との共生と立地を強みとするまちづくりを推進するため、公園の整備や仙台空港周辺の活性化と北釜地区の臨空拠点としての整備を図り、空港関連産業や物流関連産業の誘導を検討する。

さらに、津波被害で流出した海岸防災林の復旧を促進し、風光明媚な海辺景観の再生と津波に対する防災機能の強化を図るとともに、復興事業により再生された優良農地の活用を図る。

4 本計画を達成するために必要な措置の概要

市土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、市は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、市に加え、地域住民や民間企業、NPOなどの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と市土資源の適切な管理を図る。

(2) 市土の保全と安全性の確保

ア 市土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な市土利用への誘導を図る。特に、津波に対する多重防御及び海岸防災林の復旧により、自然災害に強い安全な市街地を形成する。

また、災害リスクの高い地域の把握、公表を行うとともに、地域の状況等を踏まえ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の実施、地域や住宅等における防災施設・設備の整備を促進し、避難訓練等を推進する。

さらに、水資源の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ市土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理を行う。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。津波被害により流出した海岸防災林の復旧を促進し、風光明媚な名取らしい海辺景観の再生と津波に対する防災機能の強化を図る。

ウ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における築山等の避難施設の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化などの対策を進める。

(3) 持続可能な市土の管理

- ア 持続可能な市土の管理に向け、地域の状況に応じ、行政、医療、介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の活性化等によるネットワークの整備を行う。
- イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに市土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の集積・集約を推進する。また、利用度の低い農地の有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取り組み等を支援する。
- ウ 持続可能な森林管理のため、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を進めるとともに、森林の多面的機能の活用を図る。
- エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。
- オ 美しく魅力ある街並み景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ア 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然について、行為規制等により適正な保全を図るとともに、生息状況の把握に努め、その保護と活用を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。
- イ 市土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、耕作放棄地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取り組みを促進させる仕組みを検討する。
- ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。

- エ 地球温暖化等への対策を加速させるため、公共施設の省エネルギー化によるエネルギーの効率的な利用の推進や再生可能エネルギーの面的導入、緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等により温室効果ガスの吸収を図る。
- オ 市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き監視・指導を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による市民の生活環境への影響に配慮した緩衝緑地の設置などを誘導する。
- カ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

（５）土地の有効利用の促進

- ア 農地については、付加価値の高い農業振興に向けて、収益性の高い農業を推進していくために、ほ場整備や担い手の集積などにより生産基盤及び生産性の向上を図る。
- イ 道路については、誰もが安心して便利に移動できる環境づくりに向けて、安全な道路環境の維持管理と利便性の高い幹線道路の整備を推進する。産業基盤や生活基盤の優位性を高めるためにも、交通ネットワークを形成する。
- ウ 市街地においては、安全・安心で災害に強いまちづくりを推進する。都市機能の一層の充実に向けて、名取駅周辺を核とした中心市街地の魅力を創造する環境整備を図るとともに、利便性の高い地区において住宅地需要に応える新市街地の整備を促進する。都市の形成にあたっては、地区計画の指定を推進しながら、土地の高度利用と美しい街並みの形成を図る。

一方、一部地域では空き家が増加することが予想されることから、状況に応じ既存住宅と合わせて利活用を図り、また、安全確保の観点から適正管理を促進する。
- エ 工業用地については、本市の立地優位性を最大限生かした企業誘致を推進するために、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

（６）土地利用転換の適正化

- ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意するとともに、人口及び産業の動向や社会資本の整備状況、周辺の自然的土地利用との共生・

共存、その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、長期総合計画、都市計画マスタープラン等との整合を図る。

ウ 農地や森林などの自然的土地利用が減少している一方、宅地等において低未利用地や空き店舗、空き家が生じていることを考慮して、その有効利用を通じて、自然的土地利用を維持することを基本とする。農地と宅地が混在している地域においては、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度の適正な運用等により、農地、宅地などの相互の土地利用の秩序ある共存を図る。

(7) 市土に関する調査の推進

市土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、市土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、市土に対する市民の理解を促すとともに、計画の実効性を高めるため、市民と行政の相互による各種情報の提供に努める。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等にあたっては、各種の指標等を活用し、市土利用をとりまく状況や市土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

(9) 多様な主体との連携・協働による市土管理の推進

市土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国、県、市による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄附等、様々な方法により市土の適切な管理に参画する取り組みを推進する。

名取市第五次国土利用計画参考資料

1 計画策定の経緯

年月日	経過等
平成 30 年度	
6 月	市民意識調査（アンケート）実施／市民 4,000 人を対象
8 月 7 日～8 月 30 日	地区別懇談会（第 1 回目）／各地区公民館等 162 名出席
11 月 21 日～2 月 18 日	市民懇談会／市民 28 名で構成
11 月 27 日	第 1 回総合振興計画審議会
1 月 22 日～2 月 15 日	各種団体懇談会／市内 20 団体 39 名出席
令和元年度	
5 月 24 日	第 2 回総合振興計画審議会
5 月 27 日	議員協議会
8 月 29 日	宮城県へ計画素案を提出し意見照会
9 月 2 日	議員協議会
9 月 24 日	第 3 回総合振興計画審議会
9 月 30 日～10 月 15 日	地区別懇談会（第 2 回目）／各地区公民館等 156 名出席
10 月 9 日	第 4 回総合振興計画審議会
10 月 11 日	議員協議会
10 月 11 日～10 月 31 日	パブリックコメント実施／2 人の市民から 4 件の意見
10 月 23 日	第 5 回総合振興計画審議会
10 月 28 日	議員協議会
11 月 5 日	第 6 回総合振興計画審議会
11 月 5 日	宮城県との計画素案の事前調整終了
11 月 18 日	議員協議会
12 月 16 日	名取市議会定例会／第五次国土利用計画可決

2 市土の利用区分の定義と規模の目標

(1) 市土の利用区分の定義

利用区分	定義・算定方法	資料
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地であり、「田」及び「畑」の合計で畦畔を含む。	「宮城の農作物統計」(東北農政局)
2 森林	国有林と民有林の合計 (林道面積は含まない) ・ 国有林 イ 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの 口 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ハ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 ・ 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの	「国有林野事業統計書」(東北森林管理局資料) 「地域森林計画」(県林業振興課資料)
3 原野等 (原野、採草放牧地)	農地法第2条第1項に定める採草放牧地(農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの)と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林(ただし林野庁所管分に限る)を除いた面積の合計	「世界農林業センサス」(農林水産省) 「農林業センサス」(農林水産省) 「国有林野事業統計書」(東北森林管理局資料)
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計	
(1) 水面	湖沼(天然湖沼及び人造湖)並びにため池の満水時の水面 ・ 天然湖沼 面積10ha以上の天然湖沼 ・ 人造湖 堤高15m以上のダムで、各年4月1日時点で竣工しているもの ・ ため池 堤高15m未満の農業用ため池	・ 100ha以上:「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院) ・ 10ha以上100ha未満:「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」(環境省) 「ダム年鑑」((財)日本ダム協会) 「ため池台帳」(県農村振興課)
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	(県河川課資料)

利用区分	定義・算定方法	資料
(3)水路	<p>農業用排水路 (以下の算式により面積を算出)</p> <p>水路面積 = (整備済水田面積×整備済水田の水路率) + (未整備水田面積×未整備水田の水路率)</p>	
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計	
(1)一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	「道路統計年報」の基礎資料 (県道路課資料)
(2)農道	<p>ほ場内農道及びほ場外農道の合計</p> <p>(以下の算式により面積を算出)</p> <p>○ほ場内農道面積 = 水田地域におけるほ場内農道面積(A) + 畑地域におけるほ場内農道面積(B)</p> <p>A = (整備済水田面積×整備済水田の農道率) + (未整備水田面積×未整備水田の農道率)</p> <p>B = (整備済畑面積×整備済畑の農道率) + (未整備畑面積×未整備畑の農道率)</p> <p>○ほ場外農道面積 = 一定要件農道の延長×一定幅員</p>	
(3)林道	<p>国有林林道及び民有林林道の合計のうち、林道規定第4条の自動車道</p> <p>国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出</p>	「国有林野事業統計書」(林野庁) 「森林・林業統計要覧」(林野庁)
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	「固定資産の価格等の概要調書」 (総務省)
(1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの	「財産現在高明細書」(県管財課) (県市町村課資料) 国有財産情報公開システム(財務省ホームページ)
(2)工業用地	<p>従業員10人以上の事業所敷地面積(事業所の従業員規模に応じて、次により算出)</p> <p>・従業員30人以上の事業所敷地面積:「工業統計調査」の事業所敷地面積</p> <p>・従業員10人以上29人以下の事業所敷地面積:以下の算式により算出 (従業員30人以上事業所の敷地面積)×(従業員10人以上29人以下事業所の製造品出荷額等)÷(従業員30人以上事業所の製造品出荷額等)</p>	工業統計調査(県統計課資料)
(3)その他の宅地	<p>「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地(事務用地、店舗用地等)</p> <p>「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積</p>	

利用区分	定義・算定方法	資料
7 その他	市土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの	
8 市土面積	「全国都道府県市区町村別面積調」による	「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)
9 市街地	「国勢調査」による人口集中地区 (DID)をいう。(市町村の区域内で人口密度が 1 平方キロメートル当たり約4,000人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が5,000 人以上となる地域)	国勢調査

(2) 主要指標の見通し

	実数			構成比(%)		伸び率(%)	年率(%)
	単位	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)		
総人口	人	76,940	85,000	100.0	100.0	110.5	0.7
0～14歳	人	11,993	14,250	15.6	16.8	118.8	1.3
15～64歳	人	49,191	49,750	63.9	58.5	101.1	0.1
65歳以上	人	15,756	21,000	20.5	24.7	133.3	2.2
総世帯数	世帯	29,081	33,900	-	-	116.6	1.1
就業者数	人	34,833	37,790	100.0	100.0	108.5	0.6
第一次産業	人	1,222	1,000	3.5	2.6	81.8	△ 1.2
第二次産業	人	7,904	7,670	22.7	20.3	97.0	△ 0.2
第三次産業	人	25,707	29,120	73.8	77.1	113.3	0.9
市内純生産額	百万円	284,406	279,621	100.0	100.0	98.3	△ 0.1
第一次産業	百万円	1,587	2,325	0.6	0.8	146.5	3.1
第二次産業	百万円	87,984	63,925	30.9	22.9	72.7	△ 1.8
第三次産業	百万円	194,835	213,371	68.5	76.3	109.5	0.6
工業出荷額	百万円	83,100	66,288	-	-	79.8	△ 1.3
1人当たり市民所得	千円	2,989	3,153	-	-	105.5	0.4

※総人口、年齢3区分別人口、総世帯数、就業者数、市内純生産額、一人当たり市民所得は、第六次長期総合計画における各目標値

※工業出荷額は、平成24年～28年の実績（工業統計調査）よりトレンド推計

(3) 利用区分ごとの規模の目標

単位: ha

利用区分	平成29年	令和12年	構成比		増減	令和12年/ 平成29年	年率(%)
			平成29年	令和12年			
(1)農地	2,863	2,801	29.2%	28.5%	△ 62	97.8%	△ 0.17
(2)森林	2,720	2,696	27.7%	27.5%	△ 24	99.1%	△ 0.07
(3)原野等	0	0	0.0%	0.0%	0	-	-
(4)水面・河川・水路	575	595	5.9%	6.1%	20	103.5%	0.27
水面	168	191	1.7%	1.9%	23	113.7%	1.05
河川	259	259	2.6%	2.6%	0	100.0%	0.00
水路	148	145	1.5%	1.5%	△ 3	98.0%	△ 0.16
(5)道路	816	839	8.3%	8.5%	23	102.8%	0.22
一般道路	599	619	6.1%	6.3%	20	103.3%	0.26
農道	207	208	2.1%	2.1%	1	100.5%	0.04
林道	10	12	0.1%	0.1%	2	120.0%	1.54
(6)宅地	1,542	1,672	15.7%	17.0%	130	108.4%	0.65
住宅地	888	937	9.0%	9.5%	49	105.5%	0.42
工業用地	55	86	0.6%	0.9%	31	156.4%	4.34
その他の宅地	599	649	6.1%	6.6%	50	108.3%	0.64
(7)その他	1,301	1,214	13.3%	12.4%	△ 87	93.3%	△ 0.51
合計	9,817	9,817	100.0%	100.0%	0	100.0%	0.00
市街地	1,053	1,168	10.7%	11.9%	115	110.9%	0.84

※市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

※端数処理の関係で、合計が内訳に一致しない場合がある。

3 市土の利用区分ごとの推移と目標及び関連指標

(1) 利用区分別土地利用面積の推移

単位：ha

利用区分	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年 (基準年次)
(1) 農地	2,984	2,984	2,989	1,904	2,289	2,454	2,832	2,843	2,851	2,863
田	2,480	2,430	2,410	1,490	1,870	2,020	2,360	2,360	2,350	2,340
畑	504	554	579	414	419	434	472	483	501	523
(2) 森林	2,774	2,775	2,775	2,761	2,761	2,765	2,756	2,756	2,720	2,720
国有林	48	49	49	49	49	49	49	49	49	49
民有林	2,726	2,726	2,726	2,712	2,712	2,716	2,707	2,707	2,671	2,671
(3) 原野等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 水面・河川・水路	567	565	564	520	538	549	568	574	575	575
水面	166	166	166	166	166	168	168	168	168	168
河川	258	258	258	258	258	258	258	258	259	259
水路	143	141	140	96	114	123	142	148	148	148
(5) 道路	712	736	738	729	767	783	799	813	803	816
一般道路	529	554	555	569	587	595	592	597	588	599
農道	173	172	173	150	170	178	197	206	205	207
林道	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
(6) 宅地	1,423	1,438	1,450	1,314	1,488	1,501	1,436	1,523	1,535	1,542
住宅地	825	841	852	753	768	783	833	870	872	888
工業用地	46	46	47	46	46	46	54	55	55	55
その他の宅地	552	551	551	515	674	672	549	598	608	599
(7) その他	1,546	1,509	1,491	2,548	1,933	1,724	1,426	1,308	1,333	1,301
合計	10,006	10,007	10,007	9,776	9,776	9,776	9,817	9,817	9,817	9,817

[資料] 「市町村別土地利用面積（国土利用計画管理運営資料）」（宮城県）

[基準日] 平成20年～22年：各年10月1日

平成23年～29年：各年4月1日

以下34頁まで同じ。

(2) 利用区分別土地利用面積の推移（構成比）

単位：％

利用区分	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年 (基準年次)
(1) 農地	29.82	29.82	29.87	19.48	23.41	25.10	28.85	28.96	29.04	29.16
田	24.79	24.28	24.08	15.24	19.13	20.66	24.04	24.04	23.94	23.84
畑	5.04	5.54	5.79	4.23	4.29	4.44	4.81	4.92	5.10	5.33
(2) 森林	27.72	27.73	27.73	28.24	28.24	28.28	28.07	28.07	27.71	27.71
国有林	0.48	0.49	0.49	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
民有林	27.24	27.24	27.24	27.74	27.74	27.78	27.57	27.57	27.21	27.21
(3) 原野等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(4) 水面・河川・水路	5.67	5.65	5.64	5.32	5.50	5.62	5.79	5.85	5.86	5.86
水面	1.66	1.66	1.66	1.70	1.70	1.72	1.71	1.71	1.71	1.71
河川	2.58	2.58	2.58	2.64	2.64	2.64	2.63	2.63	2.64	2.64
水路	1.43	1.41	1.40	0.98	1.17	1.26	1.45	1.51	1.51	1.51
(5) 道路	7.12	7.35	7.37	7.46	7.85	8.01	8.14	8.28	8.18	8.31
一般道路	5.29	5.54	5.55	5.82	6.00	6.09	6.03	6.08	5.99	6.10
農道	1.73	1.72	1.73	1.53	1.74	1.82	2.01	2.10	2.09	2.11
林道	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
(6) 宅地	14.22	14.37	14.49	13.44	15.22	15.35	14.63	15.51	15.64	15.71
住宅地	8.25	8.40	8.51	7.70	7.86	8.01	8.49	8.86	8.88	9.05
工業用地	0.46	0.46	0.47	0.47	0.47	0.47	0.55	0.56	0.56	0.56
その他の宅地	5.52	5.51	5.51	5.27	6.89	6.87	5.59	6.09	6.19	6.10
(7) その他	15.45	15.08	14.90	26.06	19.77	17.64	14.53	13.32	13.58	13.25
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(3) 農地面積の推移と目標

	農地面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合	人口 1人当たり 農地面積
	ha	ha	人	%	m ² /人
平成20年	2,984	10,006	70,167	29.82	425
平成21年	2,984	10,007	71,460	29.82	418
平成22年	2,989	10,007	72,746	29.87	411
平成23年	1,904	9,776	72,350	19.48	263
平成24年	2,289	9,776	71,844	23.41	319
平成25年	2,454	9,776	73,165	25.10	335
平成26年	2,832	9,817	75,020	28.85	377
平成27年	2,843	9,817	76,312	28.96	373
平成28年	2,851	9,817	77,023	29.04	370
基準年次 (平成29年)	2,863	9,817	77,962	29.16	367
中間年次 (令和6年)	2,847	9,817	82,200	29.00	346
目標年次 (令和12年)	2,801	9,817	85,000	28.53	330

<参考>宮城県

農地面積	県土面積に 占める割合	人口 1人当たり 農地面積
ha	%	m ² /人
138,213	18.97	587
137,965	18.94	587
137,800	18.91	587
126,186	17.32	541
127,889	17.55	552
129,713	17.80	559
130,118	17.87	560
129,461	17.78	558
128,579	17.66	555
127,752	17.54	553
-	-	-
-	-	-

※宮城県国土利用計画（第5次）の計画期間外のため、県土面積の目標値は掲載していない。以下34頁まで同じ。

(4) 森林面積の推移と目標

	森林面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合	人口 1人当たり 森林面積
	ha	ha	人	%	m ² /人
平成20年	2,774	10,006	70,167	27.72	395
平成21年	2,775	10,007	71,460	27.73	388
平成22年	2,775	10,007	72,746	27.73	381
平成23年	2,761	9,776	72,350	28.24	382
平成24年	2,761	9,776	71,844	28.24	384
平成25年	2,765	9,776	73,165	28.28	378
平成26年	2,756	9,817	75,020	28.07	367
平成27年	2,756	9,817	76,312	28.07	361
平成28年	2,720	9,817	77,023	27.71	353
基準年次 (平成29年)	2,720	9,817	77,962	27.71	349
中間年次 (令和6年)	2,696	9,817	82,200	27.46	328
目標年次 (令和12年)	2,696	9,817	85,000	27.46	317

<参考>宮城県

森林面積	県土面積に 占める割合	人口 1人当たり 森林面積
ha	%	m ² /人
416,089	57.11	1,767
416,246	57.13	1,770
416,179	57.12	1,772
416,327	57.14	1,783
416,427	57.16	1,798
416,468	57.16	1,796
416,113	57.14	1,792
415,885	57.11	1,792
415,655	57.08	1,794
415,360	57.04	1,798
-	-	-
-	-	-

(5) 農地、森林面積の推移と目標

<参考>宮城県

	農地、森林 の合計面積	市土面積に 占める割合	農地、森林 の合計面積	県土面積に 占める割合
	ha	%	ha	%
平成20年	5,758	57.55	554,302	76.08
平成21年	5,759	57.55	554,211	76.07
平成22年	5,764	57.60	553,979	76.03
平成23年	4,665	47.72	542,513	74.46
平成24年	5,050	51.66	544,316	74.71
平成25年	5,219	53.39	546,181	74.96
平成26年	5,588	56.92	546,231	75.01
平成27年	5,599	57.03	545,346	74.89
平成28年	5,571	56.75	544,234	74.74
基準年次 (平成29年)	5,583	56.87	543,112	74.58
中間年次 (令和6年)	5,543	56.46	-	-
目標年次 (令和12年)	5,497	55.99	-	-

(6) 原野等面積の推移と目標

<参考>宮城県

	原野等面積	市土面積に 占める割合	原野等面積	県土面積に 占める割合
	ha	%		ha
平成20年	0	0.00	2,448	0.34
平成21年	0	0.00	2,448	0.34
平成22年	0	0.00	2,448	0.34
平成23年	0	0.00	3,703	0.51
平成24年	0	0.00	3,703	0.51
平成25年	0	0.00	3,703	0.51
平成26年	0	0.00	3,703	0.51
平成27年	0	0.00	3,703	0.51
平成28年	0	0.00	3,755	0.52
基準年次 (平成29年)	0	0.00	3,755	0.52
中間年次 (令和6年)	0	0.00	-	-
目標年次 (令和12年)	0	0.00	-	-

(7) 水面・河川・水路面積の推移と目標

	水面・河川・ 水路面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合	人口 千人当たり 水面・河川・ 水路面積
	ha	ha	人	%	ha/千人
平成20年	567	10,006	70,167	5.67	8.08
平成21年	565	10,007	71,460	5.65	7.91
平成22年	564	10,007	72,746	5.64	7.75
平成23年	520	9,776	72,350	5.32	7.19
平成24年	538	9,776	71,844	5.50	7.49
平成25年	549	9,776	73,165	5.62	7.50
平成26年	568	9,817	75,020	5.79	7.57
平成27年	574	9,817	76,312	5.85	7.52
平成28年	575	9,817	77,023	5.86	7.47
基準年次 (平成29年)	575	9,817	77,962	5.86	7.38
中間年次 (令和6年)	595	9,817	82,200	6.06	7.24
目標年次 (令和12年)	595	9,817	85,000	6.06	7.00

<参考>宮城県

水面・河川・ 水路面積	県土面積に 占める割合	人口 千人当たり 水面・河川・ 水路面積
ha	%	ha/千人
32,635	4.48	13.86
32,648	4.48	13.88
32,767	4.50	13.95
32,382	4.44	13.87
32,474	4.46	14.02
32,599	4.47	14.06
32,707	4.49	14.09
32,886	4.52	14.17
32,876	4.51	14.19
32,886	4.52	14.24
-	-	-
-	-	-

(8) 道路面積の推移と目標

	道路面積				市土面積 ha	人口 人	市土面積 に占める 割合 %	人口 千人当 り道路 面積 ha/千人
	一般 道路	農道	林道	計				
	ha	ha	ha	ha				
平成20年	529	173	10	712	10,006	70,167	7.12	10.15
平成21年	554	172	10	736	10,007	71,460	7.35	10.30
平成22年	555	173	10	738	10,007	72,746	7.37	10.14
平成23年	569	150	10	729	9,776	72,350	7.46	10.08
平成24年	587	170	10	767	9,776	71,844	7.85	10.68
平成25年	595	178	10	783	9,776	73,165	8.01	10.70
平成26年	592	197	10	799	9,817	75,020	8.14	10.65
平成27年	597	206	10	813	9,817	76,312	8.28	10.65
平成28年	588	205	10	803	9,817	77,023	8.18	10.43
基準年次 (平成29年)	599	207	10	816	9,817	77,962	8.31	10.47
中間年次 (令和6年)	610	208	12	830	9,817	82,200	8.45	10.10
目標年次 (令和12年)	619	208	12	839	9,817	85,000	8.55	9.87

<参考>宮城県

道路 面積	県土面積 に占める 割合	人口 千人当 り道路 面積
ha	%	ha/千人
31,576	4.33	13.41
31,789	4.36	13.52
32,078	4.40	13.66
31,888	4.38	13.66
31,984	4.39	13.81
32,199	4.42	13.89
32,493	4.46	13.99
32,620	4.48	14.05
33,240	4.57	14.35
33,477	4.60	14.49
-	-	-
-	-	-

(9) 宅地面積の推移と目標

	宅地面積				市土面積 ha	人口 人	市土面積 に占める 割合 %	人口 1人当た り宅地面 積 ㎡/人
	住宅地	工業用地	その他の 宅地	計				
	ha	ha	ha	ha				
平成20年	825	46	552	1,423	10,006	70,167	14.22	203
平成21年	841	46	551	1,438	10,007	71,460	14.37	201
平成22年	852	47	551	1,450	10,007	72,746	14.49	199
平成23年	753	46	515	1,314	9,776	72,350	13.44	182
平成24年	768	46	674	1,488	9,776	71,844	15.22	207
平成25年	783	46	672	1,501	9,776	73,165	15.35	205
平成26年	833	54	549	1,436	9,817	75,020	14.63	191
平成27年	870	55	598	1,523	9,817	76,312	15.51	200
平成28年	872	55	608	1,535	9,817	77,023	15.64	199
基準年次 (平成29年)	888	55	599	1,542	9,817	77,962	15.71	198
中間年次 (令和6年)	886	55	608	1,549	9,817	82,200	15.78	188
目標年次 (令和12年)	937	86	649	1,672	9,817	85,000	17.03	197

<参考>宮城県

宅地面積	県土面積 に占める 割合	人口 1人当た り宅地面 積
ha	%	㎡/人
45,265	6.21	192
45,788	6.28	195
45,984	6.31	196
43,165	5.92	185
44,257	6.07	191
45,203	6.20	195
45,714	6.28	197
47,294	6.49	204
47,728	6.55	206
47,922	6.58	207
-	-	-
-	-	-

(10) 住宅地面積の推移と目標

	住宅地面積	世帯数	1世帯当たり 住宅地面積
	ha	世帯	m ² /世帯
平成20年	825	24,791	333
平成21年	841	25,507	330
平成22年	852	26,200	325
平成23年	753	26,239	287
平成24年	768	26,238	293
平成25年	783	26,997	290
平成26年	833	27,985	298
平成27年	870	28,671	303
平成28年	872	29,263	298
基準年次 (平成29年)	888	29,902	297
中間年次 (令和6年)	886	32,400	273
目標年次 (令和12年)	937	33,900	276

<参考>宮城県

住宅地面積	1世帯当たり 住宅地面積
ha	m ² /世帯
28,040	312
28,384	313
28,509	312
25,863	284
26,686	291
27,221	290
27,658	291
28,717	299
28,790	296
28,956	295
-	-
-	-

(11) 工業用地面積の推移と目標

	工業用地面積	市土面積	市土面積に 占める割合
	ha	ha	%
平成20年	46	10,006	0.46
平成21年	46	10,007	0.46
平成22年	47	10,007	0.47
平成23年	46	9,776	0.47
平成24年	46	9,776	0.47
平成25年	46	9,776	0.47
平成26年	54	9,817	0.55
平成27年	55	9,817	0.56
平成28年	55	9,817	0.56
基準年次 (平成29年)	55	9,817	0.56
中間年次 (令和6年)	55	9,817	0.56
目標年次 (令和12年)	86	9,817	0.88

<参考>宮城県

工業用地面積	県土面積に 占める割合
ha	%
2,694	0.37
2,705	0.37
2,732	0.37
2,687	0.37
2,643	0.36
2,651	0.36
2,697	0.37
2,675	0.37
2,675	0.37
2,675	0.37
-	-
-	-

(12) その他の宅地面積の推移と目標

	その他の宅地面積	市土面積	市土面積に占める割合
	ha	ha	%
平成20年	552	10,006	5.52
平成21年	551	10,007	5.51
平成22年	551	10,007	5.51
平成23年	515	9,776	5.27
平成24年	674	9,776	6.89
平成25年	672	9,776	6.87
平成26年	549	9,817	5.59
平成27年	598	9,817	6.09
平成28年	608	9,817	6.19
基準年次 (平成29年)	599	9,817	6.10
中間年次 (令和6年)	608	9,817	6.19
目標年次 (令和12年)	649	9,817	6.61

<参考>宮城県

その他の宅地面積	県土面積に占める割合
ha	%
14,531	1.99
14,694	2.02
14,743	2.02
14,615	2.01
14,928	2.05
15,331	2.10
15,359	2.11
15,902	2.18
16,263	2.23
16,291	2.24
-	-
-	-

(13) その他の面積の推移と目標

	その他の面積	市土面積	市土面積に 占める割合
	ha	ha	%
平成20年	1,546	10,006	15.45
平成21年	1,509	10,007	15.08
平成22年	1,491	10,007	14.90
平成23年	2,548	9,776	26.06
平成24年	1,933	9,776	19.77
平成25年	1,724	9,776	17.64
平成26年	1,426	9,817	14.53
平成27年	1,308	9,817	13.32
平成28年	1,333	9,817	13.58
基準年次 (平成29年)	1,301	9,817	13.25
中間年次 (令和6年)	1,300	9,817	13.24
目標年次 (令和12年)	1,214	9,817	12.37

<参考>宮城県

その他の面積	県土面積に 占める割合
ha	%
62,349	8.56
61,691	8.47
61,320	8.42
74,926	10.28
71,843	9.86
68,695	9.43
67,367	9.25
66,373	9.11
66,383	9.12
67,070	9.21
-	-
-	-

(14) 市街地の人口と面積

	市街地人口	市街地面積	市街地人口密度	総人口	市街地人口/総人口
	人	km ²	km ² /人	人	%
平成22年	36,416	7.2	5,058	73,134	49.8%
平成27年	53,733	10.5	5,103	76,668	70.1%
中間年次 (令和6年)	58,700	11.3	5,184	82,200	71.4%
目標年次 (令和12年)	61,200	11.7	5,238	85,000	72.0%

<参考>宮城県

市街地人口密度	市街地人口/総人口
km ² /人	%
5,793	59.9
5,815	64.1
-	-
-	-

※実績は国勢調査

※人口増加分のおよそ9割が市街地人口と想定した。

(15) 地目転換マトリックス表（平成29年～令和6年）

区分	基準年次 平成29年	中間年次 令和6年	増加	減少	増減	農地	森林	原野	採草 放牧地	水面
農地	2,863	2,847	0.0	16.1	△ 16.1					6.0
森林	2,720	2,696	0.0	24.1	△ 24.1					11.5
原野	0	0	0.0	0.0	0.0					
採草 放牧地	0	0	0.0	0.0	0.0					
水面	168	191	22.9	0.0	22.9					
河川	259	259	0.0	0.0	0.0					
水路	148	145	0.0	2.7	△ 2.7					2.7
一般 道路	599	610	12.2	1.3	10.9					1.3
農道	207	208	0.7	0.0	0.7					
林道	10	12	2.7	0.0	2.7					
住宅地	888	886	0.0	1.6	△ 1.6					1.4
工業 用地	55	55	0.0	0.0	0.0					
その他 の宅地	599	608	8.5	0.2	8.3					
その他	1,301	1,300	0.0	1.0	△ 1.0					
合計	9,817	9,817	47.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.9

※端数処理の関係で、増減値どおり中間年次面積に算入されていない場合がある。

(単位 : ha)

河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他	合計
		2.5	0.1				7.5		16.1
		9.3	0.6	2.7					24.1
									0.0
									0.0
									0.0
									0.0
									2.7
									1.3
									0.0
									0.0
		0.2							1.6
									0.0
		0.2							0.2
							1.0		1.0
0.0	0.0	12.2	0.7	2.7	0.0	0.0	8.5	0.0	

(16) 地目転換マトリックス表（令和6年～令和12年）

区分	中間年次 令和6年	目標年次 令和12年	増加	減少	増減	農地	森林	原野	採草 放牧地	水面
農地	2,847	2,801	0.0	46.3	△ 46.3					
森林	2,696	2,696	0.0	0.0	0.0					
原野	0	0	0.0	0.0	0.0					
採草 放牧地	0	0	0.0	0.0	0.0					
水面	191	191	0.0	0.0	0.0					
河川	259	259	0.0	0.0	0.0					
水路	145	145	0.0	0.0	0.0					
一般 道路	610	619	8.8	0.0	8.8					
農道	208	208	0.0	0.0	0.0					
林道	12	12	0.0	0.0	0.0					
住宅地	886	937	51.0	0.0	51.0					
工業 用地	55	86	31.7	0.0	31.7					
その他 の宅地	608	649	41.2	0.0	41.2					
その他	1,300	1,214	4.0	90.4	△ 86.4					
合計	9,817	9,817	136.7	136.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※端数処理の関係で、増減値どおり目標年次面積に算入されていない場合がある。

(17) 地目転換マトリックス表（平成29年～令和12年）

区分	基準年次 平成29年	目標年次 令和12年	増加	減少	増減	農地	森林	原野	採草 放牧地	水面
農地	2,863	2,801	0.0	62.4	△ 62.4					6.0
森林	2,720	2,696	0.0	24.1	△ 24.1					11.5
原野	0	0	0.0	0.0	0.0					
採草 放牧地	0	0	0.0	0.0	0.0					
水面	168	191	22.9	0.0	22.9					
河川	259	259	0.0	0.0	0.0					
水路	148	145	0.0	2.7	△ 2.7					2.7
一般 道路	599	619	21.0	1.3	19.7					1.3
農道	207	208	0.7	0.0	0.7					
林道	10	12	2.7	0.0	2.7					
住宅地	888	937	51.0	1.6	49.4					1.4
工業 用地	55	86	31.7	0.0	31.7					
その他 の宅地	599	649	49.7	0.2	49.5					
その他	1,301	1,214	4.0	91.4	△ 87.4					
合計	9,817	9,817	183.7	183.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.9

※端数処理の関係で、増減値どおり目標年次面積に算入されていない場合がある。

(単位 : ha)

河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他	合計
		11.3	0.1		21.0		20.0	4.0	62.4
		9.3	0.6	2.7					24.1
									0.0
									0.0
									0.0
									0.0
									2.7
									1.3
									0.0
									0.0
		0.2							1.6
									0.0
		0.2							0.2
					30.0	31.7	29.7		91.4
0.0	0.0	21.0	0.7	2.7	51.0	31.7	49.7	4.0	

4 用語解説

あ 行	
一般道路 いっばんどうろ	道路法第2条第1項の道路。 農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
栄養塩類 えいようえんるい	生物が通常の生活を営むのに必要な塩類。珪酸塩・磷酸塩・硝酸塩・亜硝酸塩などの塩類は植物（植物プランクトンや海藻）の生育に欠くことのできないもので、植物の増殖や生長を制限する場合が多いので、これらを総称していう。
NPO えぬぴーおー	Non Profit Organizationの略で、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。民間非営利団体。
沿岸域 えんがんいき	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。
温室効果ガス おんしつこうかがす	地球から放出される赤外線を通しにくい種類のガス。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、オゾンなどが主な温室効果ガスである。
か 行	
開発行為 かいはつこうい	建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更。なお、建築物の新築、改築等は含まない。
川内沢ダム かわうちさわだむ	本市の耕地等の既得取水の安定的供給及び河川環境の保全を図るため名取市愛島笠島地先に宮城県が建設する治水ダムのこと。
環境衛生施設 かんきょうえいせいしせつ	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。
緩衝緑地 かんしょうりよくち	大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害防止やコンビナート地帯などの災害防止を図るため、公害等の発生源地域と市街地等を分離遮断するように設けた緑地。
基準年次 きじゅんねんじ	計画の基礎となる年次。通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
研究開発インフラ けんきゅうかいはついんふら	大学や試験研究機関等の研究開発施設や設備等のハードとソフトウェアやデータベース等のソフトを一体的にとらえた基盤をいう。
減災 げんさい	災害時において発生し得る被害を最小限化するための取組み。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取組みであるのに対して、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
原生的な自然 げんせいてきなしぜん	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
原野 げんや	一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態に放置されている土地。 本計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

公園緑地 <small>こうえんりよくち</small>	公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
工業用地 <small>こうぎょうようち</small>	一般には、工業生産を行うための土地。 本計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員 10 人以上の事業所の敷地としている。
耕作放棄地 <small>こうさくほうきち</small>	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。
工場緑地 <small>こうじょうりよくち</small>	工場立地法において、生活環境との調和及び公害の発生抑制を目的として、一定規模以上の工場に設置が義務づけられている緑地。
厚生福祉施設 <small>こうせいふくししせつ</small>	病院、保健所、福祉事務所など国民の健康で幸福な生活に資する施設。
交通施設 <small>こうつうしせつ</small>	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、本計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。
高度情報通信インフラ <small>こうどじょうほうつうしんいんふら</small>	ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、これらに係る諸制度を一体的にとらえた基盤をいう。
高度利用 <small>こうどりよう</small>	道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
公用・公共用施設 <small>こうよう・こうきょうようしせつ</small>	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署など公のために設けられた施設。
さ 行	
災害 <small>さいがい</small>	暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物資の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害。このうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。
災害危険区域 <small>さいがいきけんくいき</small>	建築基準法第 39 条の規定に基づき、津波や急傾斜地の崩壊、高潮等自然災害から住民の生命を守るために、居住の用に供する建築物の建設を制限する区域。区域に指定された場合、住宅等の新築や建替え、増改築等が制限される。
再生可能エネルギー <small>さいせいかのうえねるぎー</small>	限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
里地里山 <small>さとちさとやま</small>	奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林とそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念をいう。
産業・物流インフラ <small>さんぎょう・ぶつりゅういんふら</small>	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤。
市街地 <small>しがいち</small>	本計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（DID）をいう。都市計画関係では、都市計画法における既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。

自然環境 <small>しぜんかんきょう</small>	日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
自然環境保全地域 <small>しぜんかんきょうほぜんちいき</small>	高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定した地域。名取市では樽水・五社山県自然環境保全地域、仙台湾海浜県自然環境保全地域が指定されている。
自然的土地利用 <small>しぜんてきとちりょう</small>	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。
市土 <small>しど</small>	市の区域内における土地、水、自然等の資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。
市土強靱化 <small>しどきょうじんか</small>	市土が、災害などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつようにすること。
市土資源 <small>しどしげん</small>	土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。
市土保全 <small>しどほぜん</small>	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。
市土利用 <small>しどりょう</small>	土地、水、自然という側面からみて、市土を利用すること。土地利用に比較して、市土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
住宅ストック <small>じゅうたくすとっく</small>	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
住宅地 <small>じゅうたくち</small>	「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。
循環型社会 <small>じゅんかんがたしゃかい</small>	廃棄物の発生を抑制し、再利用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環することで、環境負荷をできる限り低減する社会。
職住近接 <small>しよくじゅうきんせつ</small>	職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。
人口 <small>じんこう</small>	当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3か月以上にわたって居住しているか、又は3か月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
人口集中地区 (DID) <small>じんこうしゅうちゅうちく</small>	国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1㎢あたり約4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。
人口動態 <small>じんこうどうたい</small>	ある一定期間内の人口変動。出生・死亡による自然動態と転入・転出による社会動態がある。
親水空間 <small>しんすいくわかん</small>	地域住民が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。

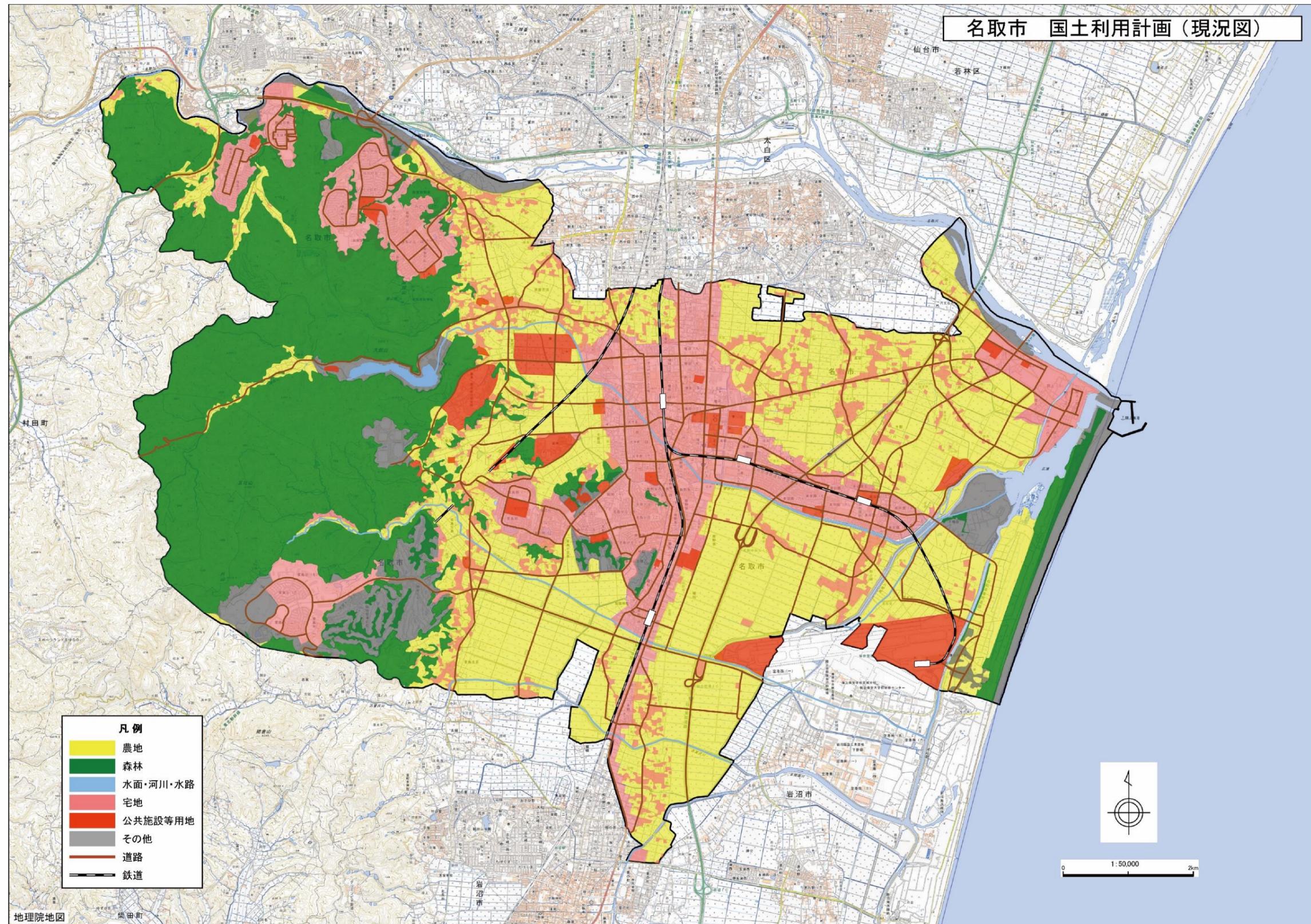
侵略的外来種 しんりやくてきがいらいしゅ	外来種とは、もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種という。
森林 しんりん	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、本計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。 なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。
水系 すいけい	地表の水の流れの系統。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。
水源かん養機能 すいげんかんようきのう	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
水面・河川・水路 すいめん・かせん・すいろ	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、本計画では、水面は湖沼（天然湖沼及び人造湖）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。
生活環境 せいかつかんきょう	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。
生活関連施設 せいかつかんれんしせつ	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設その他の都市基盤施設をいう。
生態系 せいたいけい	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念をいう。
生態系サービス せいたいけいさーびす	人々が生態系から得られる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。
生態系ネットワーク せいたいけいねっとわーく	保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これらを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。
生物多様性 せいぶつたようせい	生物の豊かな個性とつながりのことをいう。3,000万種ともいわれる多様な生物一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きているとする考え方。
世帯 せたい	住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。
その他の宅地 そのたのたくち	本計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所、店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地等がこれに含まれる。

た 行	
宅地 たくち	一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、本計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所、店舗用地等が含まれる。
多重防御 たじゅうぼうぎょ	数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤などの一線堤で防御し、それ以上の防潮堤を超えてくる最大クラスの津波に対しては、防潮堤背後の道路などを盛土構造にして津波を減衰させ、津波被害の軽減を図ろうとするもの。
地域材 ちいきざい	一定の地域内において生産及び加工される木材。
地区計画 ちくけいかく	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。
治水施設 ちすいしせつ	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等をいう。
長期総合計画 ちょうきそうごうけいかく	自治体の目指すべき発展の方向性と、その実現のために必要な施策の基本的方向等を示した、自治体の最上位計画。
長寿命化 ちょうじゅみょうか	将来にわたって必要な施設・インフラの機能を発揮し続けるための取り組み。
つくり育てる漁業 つくりそだてるぎょぎょう	種苗生産・放流や魚礁の設置、増養殖の取り組みなどを通じ、魚介類の資源を増やして育てることを重視した漁業。
低未利用地 ていみりょうち	土地利用がなされていないもの又は個々の土地の立地条件に対して必ずしも有効な土地利用がなされていないものをいう。具体的には、住宅、工業跡地等の空き地や耕作放棄地が挙げられる。
都市 とし	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。本計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域をいう。
都市計画 としけいかく	健康で文化的な生活をおくことを目的として都市を計画し、建設すること。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。
都市計画マスタープラン としけいかくますたーぷらん	都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定される方針。
都市構造 としこうぞう	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域、管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造をいう。
都市的土地利用 としてきとちりょう	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。
土地区画整理事業 とちくかくせいりじぎょう	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の増進を図る事業。

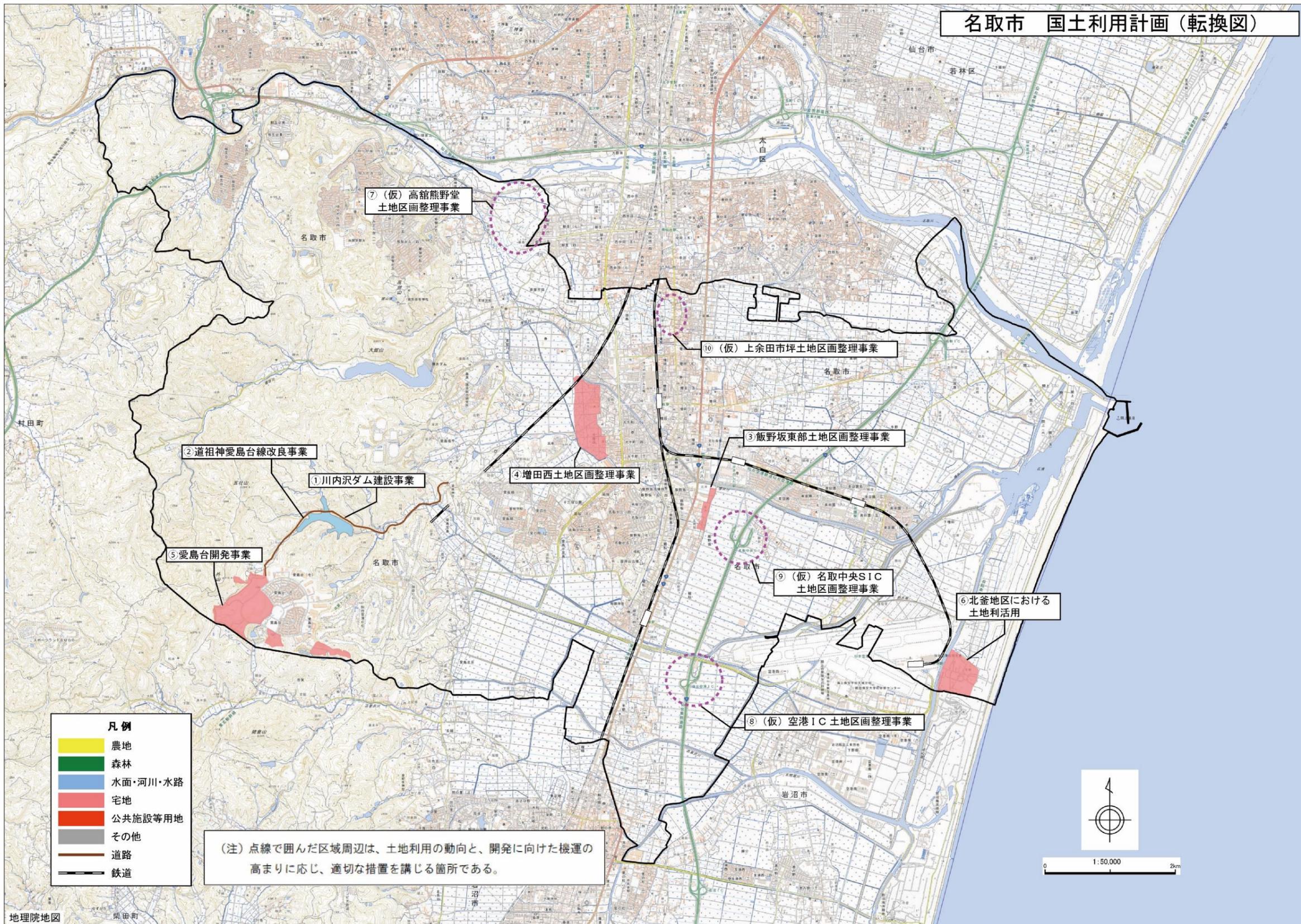
な 行	
名取熊野三社 なとりくまのさんしゃ	高館地区にある熊野本宮社、熊野神社（旧新宮社）、熊野那智神社の三社。名取熊野三社は、古代以来東北の太平洋沿いにおける熊野信仰布教の拠点として崇敬を集めてきた。
二次的自然 にじてきしぜん	人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然。農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。
熱環境改善 ねつかんきょうかいぜん	緑地・水面等を効率的に配置することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。なお、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地の被覆の減少、冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。
農業振興地域整備計画 のうぎょうしんこうちいきせい いびけいかく	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条または第 9 条に基づき、農業振興地域について都道府県知事等により定められる、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための総合的な農業振興の計画。
農業生産基盤 のうぎょうせいさんきばん	農業生産に必要な農地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
農業用排水施設 のうぎょうようようはいすい しせつ	農業用水を供給し、排水するための水路及び水利施設。かんがい時には堰上げにより水位を上昇させ、排水時には堰をはずし、水位を下げるなど水位をコントロールしながら同一の水路を用水、排水両方に用いる場合と、用水、排水を分離してそれぞれ専用の水路を用いる場合がある。
農地 のうち	広義には農業に用いる土地全般を指すが、本計画では農地法第 2 条第 1 項の農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされているものをいう。
農道 のうどう	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。 本計画では、ほ場内農道及びほ場外農道で「市町村道路台帳」に記載された農道をいう。
は 行	
ハザードマップ はざーどまっぷ	自然災害を予測し、その発地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。
複合型拠点施設 ふくごうがたきよてんしせつ	異なる機能を集約した、地域やコミュニティの中心となる施設。
文教施設 ぶんきょうしせつ	学校、図書館などの教育、文化の向上に資する施設。
保安林 ほあんりん	水源のかん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。
防災拠点施設 ぼうさいきよてんしせつ	災害時に災害対策活動の拠点になる施設。国レベルの施設である広域防災基地から自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。

防災施設 ぼうさいしせつ	雨量、水位等の観測予報施設、堤防、擁壁等国土保全のための施設、行政用無線施設等通信連絡用施設、排水施設、緊急避難所、水防倉庫等救護、保安のための施設など災害の防止に関する施設。
ま 行	
街並み景観 まちなみけいかん	地形や自然環境、建築物、街路等の街並みの構成要素が総体として生み出す外観。
水環境 みずかんきょう	水を中心にとらえた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとしてとらえている。
水資源開発 みずしげんかいはつ	通年、安定的に供給できる水の量を増加させること。具体的には、ダムや河口堰等により貯水池を作り、そこに貯めた水を降水の少ない時期に放流して水供給の安定化を図ることをいう。
水循環 みずじゅんかん	太陽エネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るといのように、地球上の水が絶えず循環していることをいう。
水辺空間 みずべくうかん	川辺、湖畔、海岸など水際の空間をいう。
目標年次 もくひょうねんじ	計画の最終目標を設定した年次。
や・ら 行	
優良農地 ゆうりょうのうち	土地生産力が高く、かつ、少なくとも数10ha以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。
緑地 りよくち	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
緑地環境保全地域 りよくちかんきょうほぜんちいき	良好な自然環境を形成し、都市環境または都市構造上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものについて、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいう。名取市では、高館・千貫山緑地環境保全地域が指定されている。
林道 りんどう	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。 本計画では、国有林道及び民有林道のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条の自動車道をいう。
6次産業化 ろくじさんぎょうか	農業や水産業（第1次産業）がその農水産物を使って食品等に加工し（第2次産業）、流通販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態を表す。1次+2次+3次=6次から、6次産業化と呼ぶ。

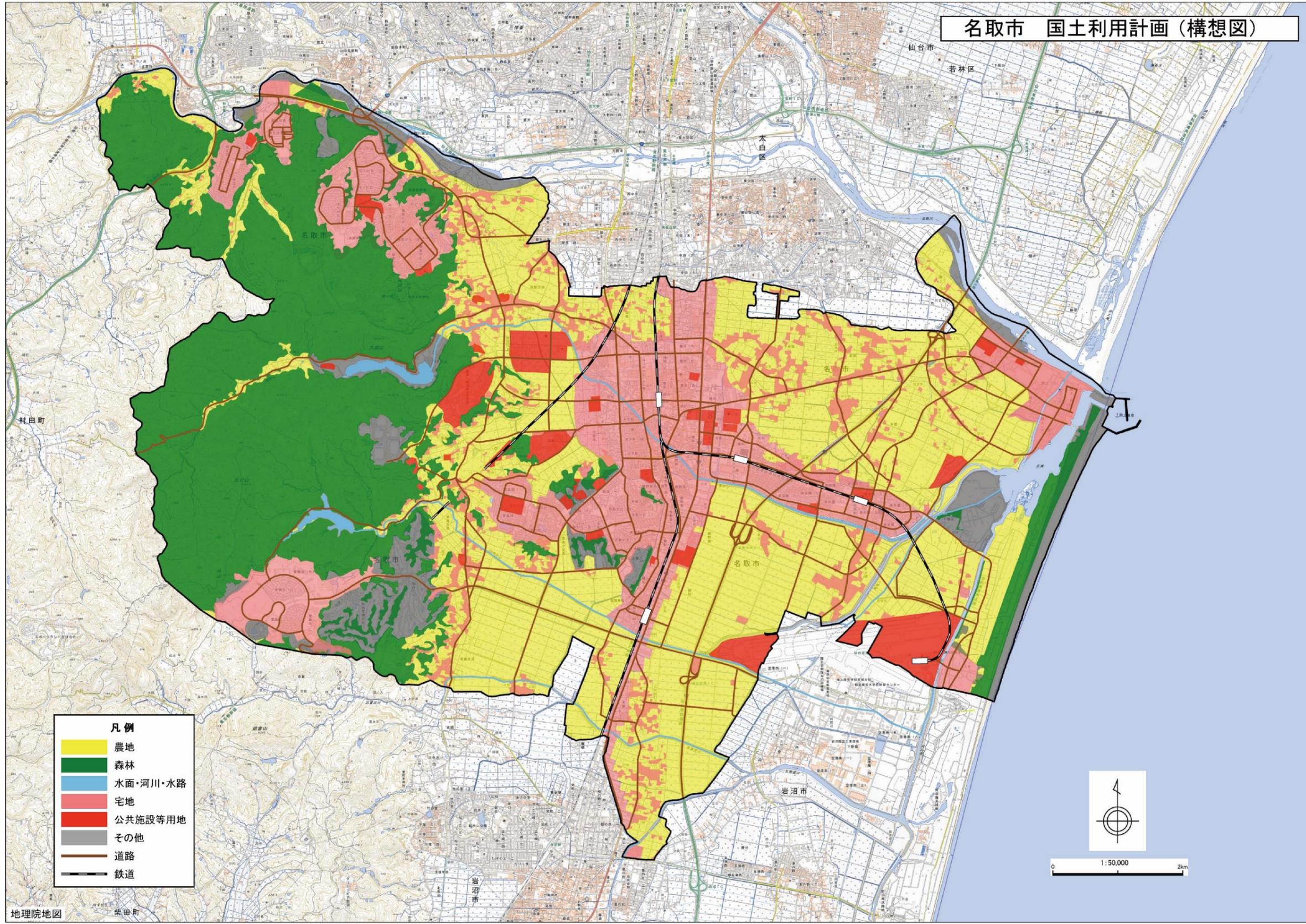
5 現況図・転換図・構想図



名取市 国土利用計画（転換図）



名取市 国土利用計画 (構想図)



- 凡例
- 農地
 - 森林
 - 水面・河川・水路
 - 宅地
 - 公共施設等用地
 - その他
 - 道路
 - 鉄道



0 1:50,000 2km

地理院地図 柴田町

名取市第五次国土利用計画

愛されるふるさと なとり ～共に創る 未来へつなぐ～

令和2年3月発行

編集 名取市総務部政策企画課

TEL : 022-384-2111

FAX : 022-384-9030

URL : <https://www.city.natori.miyagi.jp>

発行 名取市

印刷 株式会社ぎょうせい 東北支社

